

令和 8 年度佐久地域広域観光パンフレット「佐久平」リニューアル業務
業者評価審査委員会設置要領

(趣旨)

第 1 条 佐久広域連合が使用する令和 8 年度佐久地域広域観光パンフレット「佐久平」リニューアル業務に係る評価審査について公正かつ適正な審査及び評価を行うため、令和 8 年度佐久地域広域観光パンフレット「佐久平」リニューアル業務業者評価審査委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(評価審査事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を評価及び審査する。

- (1) プロポーザル実施要領・評価要領・仕様書の承認に関すること
- (2) 参加資格審査、提案書等の審査及び受託候補者の決定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、非公開をもって充て、副委員長は非公開をもって充てる。

3 委員は佐久広域連合職員のうちから事務局長が若干名を任命する。

非公開

(委員長の職務)

第 4 条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、業者評価審査終了後の受託候補者決定日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、または関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会庶務（事務局）は、佐久広域連合事務局庶務課企画係において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月22日から施行する。